

令和2年第11回安芸市農業委員会定例会議事録

1. 開催日時 令和2年11月25日(水)午後1時30分から3時10分

2. 開催場所 安芸市役所 二階 会議室

3. 出席農業委員(11人)

会長	1番	内川 昭二
会長職務代理者	3番	大久保暢夫
	4番	川島 一義
	6番	野村 勉
	7番	樋口 なぎさ
	8番	西岡 秀輝
	9番	有澤 節子
	10番	福本 隆憲
	12番	山内 芳幸
	13番	栗山 浩和
	14番	小松 豊喜

4. 欠席農業委員(3人)

会長職務代理者	2番	野町 亜理
	5番	千光士伊勢男
	11番	面岡 大作

5. 出席農地利用最適化推進委員(4人)

川北	中平	秀一
土居	入交	大輔
井ノ口	小松	昌平
赤野	大野	實

6. 議事日程

報告第1号	農地法第3条の3第1項届出について
議案第2号	農地法第3条許可申請について
報告第3号	使用貸借終了返還通知について
議案第4号	農地法第4条第1項許可申請について
議案第5号	農地法第5条第1項許可申請について
報告第6号	農地法第18条第6項解約通知報告について
議案第7号	農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について
報告第8号	農用地利用配分計画について
議案第9号	非農地証明願について

その他

7. 農業委員会事務局職員

事務局長	大坪 浩久
事務局次長兼振興係長	長野 顕文
事務局農地係長	岡田 元一

8. 会議の概要

議長 これより本日の会議を開きます。議事に入る前に事務局が諸般の報告をいたします。

事務局長 本日の出席状況を報告いたします。委員定数14人、出席者数11人であります。欠席委員は、2番野町亜理委員、5番千光士伊勢男、11番面岡大作委員で、所用のため欠席との届出がございました。なお、8番西岡秀輝委員からは遅参の連絡がっております。

次に事務の概要報告をいたします。

10月28日に、高知市で高知県農業会議常設審議会が開催され、岡田係長が出席しております。

11月11日に、安芸市農業振興地域整備促進協議会が開催され、内川会長が出席しております。

11月16日に、高知市で高知県農業会議臨時総会及び下期農業委員会会長・事務局長会が開催され、内川会長、私が出席しております。

以上で、事務の概要報告を終わります。

議長 本定例会の日程は、本日1日限りといたしたいと思いますが、これにご異議ありませんか。

(「異議なし」と呼ぶ者あり)

議長 異議なしと認めます。よって本定例会の日程は本日1日と決定いたします。

会議規則第21条第2項の規定により、議事録署名委員に栗山浩和委員及び小松豊喜委員を指名いたします。

それでは、報告第1号、農地法第3条の3第1項届出について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書1ページになります。

報告第1号、農地法第3条の3第1項届出についてですが、今回は7件届出が出ています。相続等で農地の権利を取得した者は、農地が所在する市町村の農業委員会に届出しなければならなくなっているものです。

届出番号1番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北甲の8筆で、面積は全部で3,288㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はござい

ません。

届出番号2番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口乙の7筆で、面積は全部で3,692㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号3番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり土居の8筆で、面積は全部で4,681㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号4番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり伊尾木の13筆で、面積は全部で7,088㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号5番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり尾川甲の6筆で、面積は全部で1,326㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号6番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり井ノ口甲の35筆で、面積は全部で16,562.97㎡です。

相続により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

届出番号7番です。権利取得者は議案書に記載のとおりです。届出地は、記載のとおり川北乙の1筆で、面積は1,348㎡です。

民事調停法に係る農事調停により所有権が移転となったもので、あっせんの希望はございません。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第1号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解していただきたいと思います。

続きまして、議案第2号、農地法第3条許可申請についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 議案第2号、農地法第3条許可申請について説明いたします。

議案書は10ページです。

まず、申請番号1番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり土居の2筆で、地目は田で、面積は全部で916㎡です。

売買による所有権移転の申請で水稻を作付する予定をしております。

所在地につきましては、13ページの左に地図がございます。

土居の旧農協土居支所の南西にある四国電力の鉄塔の南北にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては10月16日に福本隆憲委員、入交大輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号2番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり川北乙の1筆で、地目は田で、面積は885㎡です。

売買による所有権移転の申請で水稻を作付する予定をしております。所在地につきましては、13ページの右に地図がございます。

江川内原野の弁天池の南にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては11月12日に西岡秀輝委員、中平秀一輔委員に確認していただきました。

次に、申請番号3番です。

譲渡人、譲受人は議案書に記載のとおりで、申請地も記載のとおり入河内、黒瀬の32筆で、地目は田で、面積は全部で9,345.24㎡です。

贈与による所有権移転の申請でユズ、水稻が栽培されております。所在地につきましては、14ページから16ページに地図がございます。

入河内集落周辺及び黒瀬集落の手前にある農地です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

農地法第3条第2項各号の判断につきましては、事前に送付しておりますA3サイズの農地法第3条の調査書に記載してあるとおりです。

以上の調査書に記載してあるとおり、本申請については、農地法第

3条第2項各号の要件に該当していないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。

これらのことから、この申請につきましては農地法第3条第2項の各号には該当しないため、許可要件のすべてを満たしていると考えます。なお、現地につきましては11月11日に有澤節子委員、有澤光喜委員に確認していただきました。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を申請番号1番は福本隆憲委員、申請番号2番は西岡秀輝委員、申請番号3番は有澤節子委員、お願いします。

10番福本委員 10月16日に長野君と入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

8番西岡委員 11月12日に長野さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

9番有澤委員 11月11日に長野さんと入交大輔委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第2号、農地法第3条許可申請については原案どおり認め、許可することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって議案第2号、農地法第3条許可申請は、原案どおり認め、許可することに決定いたしました。

続きまして、報告第3号、使用貸借終了農地返還通知について、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 報告第3号、使用貸借終了農地返還通知について説明いたします。議案書は17ページです。

貸人、借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで赤野甲の7筆です。地目は畑で、面積は全部で689㎡となっております。

当初は平成11年3月25日から令和11年3月24日まで30年間の使用貸借権の設定がされておりましたが、自動車道用地買収のため、双方合意による解約がされましたので、使用貸借終了農地返還の通知書が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第3号について、質問、意見等がございましたらお願いします。

(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第4号、農地法第4条第1項許可申請についてを

議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田） 議案第4号の農地法4条申請について説明いたします。今回は2件申請が提出されております。

議案書は18ページをご覧ください。まず申請番号1番です。

申請者、申請地は議案書に記載のとおり、赤野甲で、地目は畑、面積は158㎡、転用目的は墓地の建設となっております。場所については19ページに地図を掲載しています。赤野の大元神社の少し東にある農地となっております。

現地調査につきましては11月16日に栗山浩和委員、大野實委員にさせていただきました。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当しない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、南国安芸道路の建設のために現在の墓地の移転が必要になり、当該申請地を移転先として選んだというものです。現在の墓地に近く、周囲に人家が無いことなども選定理由とのこと。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、移転補償費に関する資料を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、墓地の経営許可は申請済であり、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、親戚の管理する墓も合わせた9基の墓を移設する計画であり、土地利用計画図が提出されていて、墓地建設用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側、西側は申請者所有の農地及び隣地同意書が提出された農地であります。南側も農地であります。北側は市道及び隣地同意書が提出された農地であります。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透させる計画であります。なお、赤野土地改良区からは当該転用計画について異議がない旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地で

はありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。

申請者、申請地は議案書に記載のとおりで、伊尾木で、地目は田、面積は全部で357㎡、転用目的は農業用倉庫の建築です。

場所は20ページに地図を掲載しています。安芸伊尾木郵便局の北東にある伊尾木川左岸にある農地となっております。現地調査については11月11日に内川会長、黒岩榮之委員にさせていただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第4条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、農用地区域内の農地であると判断しています。用途区分変更をしまして、農業用施設用地となっております。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在は屋外に置いている農機具等を保管するための農業用倉庫を建築したいというものです。当該申請地の周辺には申請者が耕作する農地があり、農作業の効率化に適していることから当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、農業用倉庫建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は申請者所有の農地であります。西側は市道、南側は市道及び河川であります。北側は市道、申請者所有農地、隣地同意書が提出された農地となっております。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透させる計画であります。なお、伊尾木土地改良区からは当該転用計画について異議がない旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断

いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は栗山浩和委員、お願いします。申請番号2番は私が行います。

1 3 番栗山委員 1 1 月 1 6 日に岡田君と大野実委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

1 番内川委員 1 1 月 1 1 日に岡田君と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第4号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。

(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第4号、農地法第4条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。

続きまして、議案第5号、農地法第5条第1項許可申請についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局（岡田） 議案第5号の5条申請について説明いたします。今回は4件申請が提出されております。

議案書は21ページをご覧ください。まず申請番号1番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、川北甲で、地目は畑、面積は10㎡、転用目的は墓地の建設となっております。

現地調査につきましては11月12日に西岡秀輝委員、中平秀一委員にいただきました。現地の写真もお配りしますので、ご確認ください。場所については22ページに地図を掲載しています。川北の清香園の東にある農地となっております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、その他の農地（第2種農地）であると判断しています。理由は、甲種、第1種、第2種（オに規定するものに限る）、第3種のいずれの要件にも該当し

ない農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、現在の墓地が申請地の北側の山間部にあり、参拝に苦勞していたため移転先を探していたところ当該申請地を譲ってもらえる話がまとまったとのこと。他に適した用地が無いことから当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預貯金通帳を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、墓地の経営許可は申請済であり、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、自己住宅建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の周囲は墓地及び雑種地であります。また、排水を生じる施設の設置はなく、雨水については自然浸透させる計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号2番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、東浜で、地目は田、面積は全部で3,752.02㎡、転用目的はドラックストアの建設です。

場所は23ページに地図を掲載しています。安芸市防災センターのはす向かいで、農協のユズ加工場の南にある農地となっております。現地調査については11月10日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

写真で確認していただきたいのですが、この申請がある前に県道の改良工事のため、高知県が土砂の一時置場として一時転用されていましたが、現在は原状回復がされていることを確認しております。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第2種農地であると判断しています。理由は、鉄道の駅（土佐くろしお鉄道ごめんなはり線安芸駅）から概ね500m以内にある農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、ドラッグストアを建設することが可能な一定規模の土地を中心市街地で探したが適地がなく、当該申請地が市街地周辺に位置し、安芸インター建設などにより今後交通量の増加も見込まれ、店舗経営に適していると考えたことから選定したというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、残高証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、ドラッグストアの建設用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は農地ですが隣地同意が得られています。西側は県道及び賃貸人所有の農地であります。南側は賃貸人所有の農地であり、北側は宅地及び隣地同意の得られた農地であります。造成工事では最大で150cmの盛土を行い、店舗及び55台を駐車できる駐車スペースを整備します。駐車スペースはアスファルト舗装とし、雨水は場内の集水桝を經由して西側の県道側溝に排水します。また、生活雑排水は西側に埋設されている下水道に接続して排水する計画であります。なお、栃ノ木堰土地改良区からは当該転用計画について異議がない旨の意見書が提出されています。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっています。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっています。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号3番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、西浜で、地目は田、面積は全部で773㎡、転用目的は貸事務所の建築です。

場所は24ページに地図を掲載しています。安芸おひさま保育所の

西側の農地となっております。現地調査については11月10日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は第3種の農地であると判断しています。理由は、街区の面積に占める宅地の割合が40%を超える区域内的の農地であるためです。(約56%)

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、転用事業者は不動産事業として貸事務所を建築し貸し出す事業を行っています。今回、JA共済連安芸自動車サービスセンターが新事務所を必要とし当該転用事業を行うこととしたというものです。現在のJA共済連安芸自動車サービスセンターは事務所の老朽化が進み、津波被害想定区域内にも立地しているため、津波被害が少ないと考えられる当該申請地に移転したいというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金残高証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、貸事務所建築用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてご説明します。当該申請地の東側は宅地であります。西側は賃貸人所有の農地及び隣地同意書が提出された農地であります。南側、北側は市道を挟んで農地であるが農地の所有者からは隣地同意書が提出されています。駐車場は21台分のスペースを確保し、地表はアスファルト舗装とします。生活排水は浄化槽で浄化した後に南側の市道側溝に排水し、雨水については南側の市道側溝及び北側の水路に排水する計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域外となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域内ですが、農用地区域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

次に申請番号4番です。

譲渡人、譲受人、申請地は議案書に記載のとおりで、津久茂町で、地目は田、面積は770㎡で、転用目的は高速道路の建設に伴う工事現場事務所の設置です。一時転用の申請となっております。

現地調査については11月10日に川島一義委員、渡辺禎宏委員にさせていただいております。場所は25ページに地図を掲載しています。津久茂町の以前得々うどんがあったところの西側の農地となっております。現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

次に農地転用許可基準についてですが、別紙のA3サイズの農地法第5条調査書でご説明いたします。

1の立地基準、農地性の判断ですが、該当区分は、第3種の農地であると判断しています。理由は、住宅、事業施設、公共施設が連担した区域内の農地であるためです。

続きまして2の一般基準についてご説明いたします。

検討事項①の理由についてですが、南国安芸道路インターチェンジの工事のために工事現場事務所等の設置場所を探していて、現場に最も近い当該申請地を選定したというものです。他に適した用地が無いことから、当該申請地を申請することがやむを得ないと認められます。

資力や信用につきましては、預金残高証明書を確認し、資金面で問題はないと判断いたします。

遅滞なく転用が行われるかにつきましては、現地調査、申請書類確認の結果、転用は確実にされると判断いたします。なお、この申請は一時転用となっております、期間につきましては許可日から令和3年7月10日までとなっております。

計画面積の妥当性につきましては、土地利用計画図が提出されていて、工事現場事務所、資材置場等の整備用地として転用面積が妥当であると判断いたします。

周辺農地への支障につきましてはご説明します。当該申請地の周囲に農地はありません。また、トイレは排水を生じない設置型の簡易トイレであり、雨水については自然浸透させる計画であります。これらのことから転用事業の実施による周辺農地への影響はないと判断いたします。

特定土地改良事業等関係につきましては、土地改良事業の施行地ではありません。

申請地に係る土地と都市計画との関係につきましては、都市計画区域内となっております。

申請地に係る土地と農業振興地域整備計画との関係につきましては、農業振興地域外となっております。

総合意見といたしまして、現地調査、申請書類の確認の結果、転用計画は許可相当であると判断いたします。

以上でございます。

議長 現地確認委員の報告を、申請番号1番は西岡秀輝委員、申請番号2から4番は川島一義委員、お願いします。

8番西岡委員 11月12日に長野さんと中平秀一委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

4番川島委員 11月10日に岡田君と渡辺禎宏委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第5号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第5号、農地法第5条第1項許可申請については原案どおり認め、進達することに決定いたしました。
続きまして、報告第6号、農地法第18条第6項解約通知報告について、事務局が説明いたします。

事務局(長野) 報告第6号、農地法第18条第6項解約通知報告について説明いたします。議案書は26ページです。

賃貸人、借借人は議案書に記載どおり、申請地も記載どおりで土居の2筆です。地目は田で、面積は全部で1,563㎡となっております。

当初は令和2年1月4日から令和7年1月3日まで5年間の賃借権の設定がされておりましたが、双方合意による解約がされましたので、合意解約の通知書が提出されたものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第6号について、質問、意見等がございましたらお願いします。
(質問、意見なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは報告案件ですので、了解していただきたいと思えます。

続きまして、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定についてを議題とし、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定について説明いたします。議案書は27ページになります。

申請番号1番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,089㎡です。オクラを作付する予定をしており、3年間の賃借契約をし、賃借料は20,000円の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、29ページの左に地図がございます。農協安芸集出荷場の東の方にある土居地区の農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号2番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり土居の農地1筆で、地目は田で、面積は1,596㎡です。水稻を作付しており、1年間の賃借契約をし、賃借料は10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、29ページの右に地図がございます。土居の野良時計の西にある県道高台寺川北線の南に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号3番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,943㎡です。

次に、申請番号4番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口甲の農地1筆で、地目は田で、面積は1,153㎡です。

申請番号3番と4番につきましては、水稻を作付しており、5年間の賃借契約をし、賃借料は10a当たり2等米1俵代の条件で更新する計画です。

申請番号3番と4番の所在地につきましては、30ページの左に地図がございます。僧津集落の西に隣接した帯谷川の東に位置する井ノ口地区にある農地です。

申請番号3番と4番の現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

申請番号3番と4番は借受人が同じなので農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、一緒に判断しますが、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

次に、申請番号5番です。貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地5筆で、地目は田で、面積は全部で2,992㎡です。水稻を作付しており、5年間の賃借契約をし、賃借料は10a当たり2等米0.5俵代の条件で更新する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、30ページの右に地図がございます。井ノ口横立集落の東に隣接している農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る

農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号6番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり井ノ口乙の農地1筆で、地目は田で、面積は2,406㎡です。水稻とショウガを交互に作付する予定をしており、2年間の賃借契約をし、賃借料はショウガの場合は10a当たり2等米3俵代、水稻の場合は10a当たり2等米1俵代の条件で新規設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、31ページの左に地図がございます。井ノ口の沢ノ平橋の西にある井ノ口地区ほ場整備区域内に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

申請番号7番です。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり伊尾木の農地3筆で、地目は田で、面積は全部で1,351㎡です。ナスを作付しており、5年間の賃借契約をし、賃借料は10a当たり2等米7俵代、の条件で再設定する計画です。

現地の写真をお配りしますので、ご確認ください。

所在地につきましては、31ページの右に地図がございます。伊尾木の国道55号線より南で、秋山木工所の北東に位置する農地です。

農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の判断につきましては、事前にお配りしていますA3サイズの農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画の調査書に記載してあるとおりです。

以上、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画調査書に記載してあるとおり、農業経営基盤強化促進法に係る農用地利用集積計画については、農業経営基盤強化促進法第18条第3項各号の要件を満たしていると考えます。

なお、現地につきましては、申請番号1番と2番は福本隆憲委員、入交大輔委員、申請番号3番から6番は大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員、申請番号7番は内川昭二会長、黒岩榮之委員に確認していただきました。

以上でございます。

議長

現地確認委員の報告を、申請番号1番と2番は入交大輔委員、申請番号3番から6番は大久保暢夫委員、お願いします。申請番号7番は私が行います。

入交推進委員 11月10日に長野さんと福本隆憲委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

3番大久保委員 11月13日に長野君と面岡大作委員と小松昌平委員と確認してき

ました。説明どおり間違いありません。

1 番内川委員 11月11日に岡田君と黒岩榮之委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。
(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定することに賛成の方は挙手をお願いします。
(挙手全員)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第7号、農業経営基盤強化促進法農用地利用集積計画決定については原案どおり決定いたしました。
続きまして報告第8号、農用地利用配分計画について、事務局が説明をいたします。

事務局(長野) 議案書32ページになります。

報告第8号、農用地利用配分計画について説明いたします。

貸付人、借受人は議案書に記載どおりで、申請地も記載どおり赤野乙の農地3筆、地目は田で、面積は全部で1,699㎡です。ナスを栽培する予定をしており、約5年間の賃借契約をし、賃借料は10a当たり74,640円の条件で設定する計画です。このたび、10月20日付けで、高知県知事から賃借人が決定したことの通知が届きましたので、報告するものです。

以上でございます。

議長 ただいまの報告第8号について、質問、意見等がございましたらよろしくお願いたします。

(発言等なし)

議長 質問、意見等がないようでしたら、これは、報告案件ですので、了解いただきたいと思います。

続きまして、議案第9号、非農地証明願についてを議題とし、事務局が説明いたします。

事務局(岡田) 議案第9号、非農地証明願について説明いたします。議案書は33ページをご覧ください。

申請人、申請地は議案書記載のとおりで、登記簿地目は田、現況地目は宅地、面積は195㎡となっております。所在地の地図は34ページに掲載しております。井ノ口の岩崎弥太郎生家の北にある岡林庭園さんのまだ北にある土地です。現地の写真をお配りいたしますので、ご確認ください。

現地につきましては11月13日に大久保暢夫委員、面岡大作委員、小松昌平委員に確認していただきました。

現地は昭和19年築の物置や居宅などの敷地になり現在に至っております。固定資産課税台帳で平成14年度以降は宅地として課税され

ていることを確認されております。

これらのことから、安芸市の非農地証明書発行基準である15年以上を経過していて、非農地の証明が可能であると判断いたします。

以上で説明を終わります。

議長 現地確認委員の報告を大久保暢夫委員、お願いします。

3番大久保委員 11月13日に長野君と面岡大作委員と小松昌平委員と確認してきました。説明どおり間違いありません。

議長 それでは、審議をお願いします。

(発言等なし)

議長 別になければ、採決いたします。議案第9号、非農地証明願については、申請どおり認定することに賛成の方は挙手をお願いします。

(全員挙手)

議長 はい、全員賛成です。よって、議案第9号、非農地証明願については、申請どおり認定することに決定いたしました。

以上で、議案審議は終了いたしました。

それでは、その他の件について、事務局から説明いたします。

事務局(長野) 来月の定例会は12月24日の木曜日の午後1時30分より行いますので、出席をお願いします。

次回の定例会議案審議終了後、高知県農業会議の田中さんを講師として、農業者年金の研修会を行いますので、重ねて参加をお願いします。

カラー印刷の書類を見ていただけますでしょうか。春先に種苗法の改正について委員より依頼があったので説明を行います。

(種苗法改正内容の説明を行う)

事務局(岡田) 前回、赤野の非農地証明の基準の見直しについてお話をしましたが、対象農地の現地の状況及び非農地の現在の基準について資料で説明します。

(資料を使い説明を行う)

事務局(岡田) 前回説明が十分でなかった現地の状況について説明させていただきました。今後、非農地証明の基準等の見直しの議論の方法について、事務局と3役で協議を行っていきたいと思います。

事務局長 この後、高収益作物次期作支援交付金について、農林課担当から説明があります。

(農林課岡村補佐より説明)

議長 以上で本日の定例会日程はすべて終了しました。